

令和３年度 ヒアリ防除等に関する専門家会合

日時：令和４年３月９日（水）

10:00～12:00

場所：オンライン会議

議事次第

１．開会

２．出席者紹介

３．議事

（１）令和３年度のヒアリへの対応状況

（２）外来生物法の改正について

（３）令和４年度のヒアリ対策について

（４）その他

４．閉会

資料一覧

資料 1－1：令和 3 年度のヒアリ対策の実施状況

資料 1－2：追加的な調査手法等の検討状況

資料 2：外来生物法の改正について

資料 3：令和 4 年度のヒアリ対策（案）の概要

参考資料 1：令和 3 年度のヒアリ確認状況

参考資料 2：港湾調査におけるヒアリ確認調査の実施結果について

参考資料 3：ヒアリ相談ダイヤル対応状況

参考資料 4：ヒアリ防除に関する基本的考え方 ver. 3. 2（案）

参考資料 5：外来種対策の推進に関する政策評価の結果（概要）

出席者名簿

【出席者（敬称略）】

■専門家

岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室 室長
坂本 洋典	国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室 研究員
辻 和希	琉球大学農学部・鹿児島大学大学院連合農学研究科 教授
橋本 佳明	兵庫県立大学自然環境科学研究所 准教授 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員

（※専門家は五十音順）

■環境省

則久 雅司	自然環境局野生生物課 課長
大林 圭司	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長
水崎 進介	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐
関 貴史	自然環境局野生生物課外来生物対策室 野生生物専門官
谷口 晃基	自然環境局野生生物課外来生物対策室 係員

■事務局

一般財団法人自然環境研究センター

【オブザーバー（敬称略）】

■関係省庁

細川 真宏	内閣官房副長官補室（内政担当） 参事官
井関 勇一郎	内閣官房副長官補室（内政担当） 参事官補佐
藤澤 和也	財務省関税局業務課 調整係長
江尻 卓矢	財務省関税局業務課 係員
三浦 康和	農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室 課長補佐
森 美穂	農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室 係長
宮川 美幸	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 係長
高橋 建朗	林野庁木材利用課木材貿易対策室 木材専門官
森 美映子	林野庁森林利用課 森林生物多様性専門官
渡邊 正博	国土交通省港湾局総務課 課長補佐
岸 洋孝	国土交通省港湾局総務課 管理第一係長
鶴本 徹	国土交通省港湾局総務課 研修員
関 智孝	国土交通省港湾局港湾経済課 港運高度化対策官
安部 恵	国土交通省港湾局港湾経済課 専門官
清水 真帆	国土交通省港湾局港湾経済課 埠頭事業係長
佐々木 義和	国土交通省港湾局港湾経済課 経営管理係長

【傍聴】

■環境省

東北地方環境事務所野生生物課
関東地方環境事務所野生生物課
中部地方環境事務所野生生物課
信越自然環境事務所野生生物課
近畿地方環境事務所野生生物課
中国四国地方環境事務所四国事務所野生生物課

■地方自治体

北海道環境生活部環境局自然環境課
宮城県環境生活部自然保護課野生生物保護班
東京都環境局自然環境部計画課
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課
新潟県民生活・環境部環境企画課
石川県生活環境部自然環境課
山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課
長野県環境部自然保護課
岐阜県環境生活部環境企画課
静岡県くらし・環境部環境局自然保護課
愛知県環境局環境政策部自然環境課
三重県みどり共生推進課野生生物班
滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
京都府府民環境部自然環境保全課
京都府中丹広域振興局中丹西保健所環境衛生課
大阪府環境農林水産部みどり推進室みどり企画課
岡山県環境文化部自然環境課
香川県環境森林部みどり保全課
愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課
福岡県環境部自然環境課
福岡県保健医療介護部保健環境研究所
鹿児島県環境林務部自然保護課
沖縄県自然保護課
横浜市環境創造局政策調整部環境科学研究所
横浜市環境創造局政策調整部政策課
横浜市港湾局港湾管理部施設管理課
川崎市環境局総務部企画課
相模原市環境経済局環境共生部水みどり環境課
名古屋市環境局環境企画課
大阪市環境局環境施策部環境施策課
神戸市港湾局海岸防災課
神戸市環境局環境保全部環境都市課
福岡市環境局環境監理部環境調整課
熊本市環境局環境推進部環境共生課

令和 3 年度のヒアリ対策の実施状況

1. 基本方針

令和元年 10 月 21 日ヒアリ関係閣僚会議申合せ事項及び令和元年度に実施された緊急対応を踏まえ、引き続き東京港における対応および全国における対策を徹底し、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ。

※新型コロナウイルス緊急事態宣言下においても、ヒアリ対策に関しては、国民生活を守る上での重要性を踏まえ、新型コロナウイルス罹患や感染拡大のリスクが生じないよう細心の注意を払った上で、関係者の協力を得て対応する。

2. 水際対策の徹底

【東京港及び名古屋港における対応】

○東京港青海ふ頭、名古屋港飛島ふ頭及び各周辺地域における調査（環境省）

- ・港湾地域及び周辺において、可能な限り面的にヒアリ確認調査を実施
- ・5 月から順次調査に着手し 6 月までに完了予定。秋季にも同様の調査を実施
- ・東京港においては都が実施する都管理施設等での調査と連携して実施

（実施概要）

青海ふ頭及び飛島ふ頭では、令和 2 年度と同様に、港湾施設や事業者敷地、公園、緑地、道路等を対象に極力面的に実施。春と秋の 2 回の調査を実施し、集団の拡散は確認されず。

なお、青海ふ頭には令和 3 年度に新たに侵入したと考えられる集団が確認されていることから、確認地点では防除と調査を継続中。

○関係事業者や周辺住民への注意喚起（環境省）

- ・港湾関係者、関係事業者等への注意喚起を実施
- ・関係自治体を通じた住民、利用者への注意喚起を実施

（実施概要）

自治体、関係団体等と連携してチラシの配布、研修会、HP、SNS 等を通じて周知を実施。

【全国的な対応】

○ヒアリ確認地点での防除（環境省、国交省）

- ・発見個体はすべて殺虫処分し、確認地点の周辺 2km において確認調査を実施
- ・周辺 2km の調査はフォローアップとして確認の年から 3 シーズン目まで実施

（実施概要）

5 月から 10 月までに 20 事例を確認。関係機関と連携して薬剤による駆除及び継続モニタリングを実施するとともに、必要に応じて周辺調査を実施。

このうち、大阪港咲洲においては、複数の女王アリを含む大規模な集団が確認され、令和元年度の東京港青海ふ頭、令和 2 年度の名古屋港飛島ふ頭と同等の事象と判断されたことから、専門家の指導の下で重点的な防除及び周辺の緊急調査を実施。

令和4年度以降は広域の周辺調査を実施予定。

○港湾調査の実施（環境省、国交省）

- ・中国等と定期コンテナ航路を有する全国65港湾を対象に年2回実施
- ・春季調査は5月中旬から順次実施

（実施概要）

各港湾で2回実施。東京港、名古屋港、四日市港、大阪港においてヒアリを確認（上記20事例中の7事例が該当）。

○空港調査の実施（国交省）

- ・国際線が定期的に就航する全国9空港を対象に年2回実施
- ・その他の空港は国際線の就航実績に応じて実施

（実施概要）

全国20空港を対象に実施。（今年度国際線が就航した12空港は年2回実施。その他コロナ禍により今年度国際線の就航がなかった空港のうち8空港は年1回実施。）現時点で調査によるヒアリ発見実績はなし。

全国の空港関係者等に対し、ヒアリの混入の防止とヒアリと疑われるアリの発見した場合の行政への連絡の徹底を要請。

○植物防疫所におけるヒアリ調査の実施（農水省）

- ・輸入植物検査時に荷口の日視調査を実施
- ・ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼への対応を実施

（実施概要）

4月から2月までの間、輸入植物検査時の荷口の調査では発見実績は0件。また、ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼が34件あり、ヒアリと同定されたものは0件。

3. 関係機関・関係者との連携

○自治体向け協力依頼（環境省）

- ・専門家の助言を踏まえて改訂した『ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.3.1』等最新の知見を情報提供し、改めてヒアリ確認時の協力等を依頼

（実施概要）

4月に『ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.3.1』等について周知し、協力依頼を実施。

○内陸部等におけるヒアリ確認時の対応の考え方の整理（環境省）

- ・令和2年5月8日開催の関係省庁会議で確認した「ヒアリ定着阻止のための調査・防除の円滑化について」も踏まえて、より市街地に近い港湾や内陸部の地域等でヒアリが確認された場合の関係機関における対応の考え方を整理し、関係機関等へ周知。

（実施概要）

専門家の助言を踏まえてヒアリ確認時の対応の考え方を整理中。

○港湾におけるヒアリ対策指針の通知（環境省、国交省）

- ・『ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.3.1』等を補完するものとして、港湾管理者や港湾関係事業者等の役割や実施事項を分かりやすく示すことを目的に作成し、港湾管理者及び港湾関係事業者等に周知。

(実施概要)

5月に『港湾におけるヒアリ対策指針』を策定し、港湾管理者及び港湾関係事業者等に周知を実施。

○輸入事業者向け協力依頼（国交省、農水省、経産省、国税庁）

- ・コンテナの輸入時の注意事項等について改めて周知し、コンテナや荷物の他、コンテナの移送先や保管場所等の土地や施設の点検や管理に関する協力を依頼
- ・侵入元対策の必要性や技術情報等について、専門家からの最新の提案を踏まえ情報提供を実施

(実施概要)

8月に環境省から協力依頼し、各省から関係団体に周知を実施。

○国民への情報発信（全省庁）

- ・ヒアリ相談ダイヤルやチャットボット、HP等を通じ常時正確な情報を提供
- ・地方公共団体等と連携して適時・適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、国を挙げた定着防止の取組に理解と協力を得る

(実施概要)

ヒアリ相談ダイヤルで継続的に問合せに対応（4月～2月末の対応件数約910件）。チャットボット（自動相談受付）では深夜・休日を含め11万件以上（4月～2月末）のアクセスに対応。

4. 継続的な検討事項

○新規技術の導入や関係者との協力による水際対策の強化（国交省、環境省）

- ・効果的な除草や簡易な舗装面の補修技術の導入等による港湾管理の向上
- ・ヒアリ探知犬や画像判定技術等の技術導入による調査の効率・効果の向上
- ・人材育成や役割分担を通じた体制の強化

(実施概要)

環境省において、ヒアリが入り込む舗装面のひび割れなどの簡易な補修技術（環境研究総合推進費）及びAIによるヒアリ画像判定技術について実証を実施中。

ヒアリ探知犬は、新型コロナウイルス感染症による影響で想定していた台湾のヒアリ探知犬及びハンドラーが渡航できなかったため、実施できなかった。

○関係者と協力した侵入予防対策（環境省、国交省、農水省、経産省、国税庁）

- ・中国との連携・協議を継続
- ・日中韓三カ国環境大臣会合、生物多様性条約等の枠組みを活用した国際連携の強化
- ・わさび成分やワンプッシュ製剤等の新規技術の検討と事業者による導入の促進

(実施概要)

環境省は、中国由来のコンテナから確認されたヒアリ確認事例7件について、都度、中国側に通報を実施。5月に開催された生物多様性条約関連会合(SBSTTA24)に

において、海上コンテナの清浄化に関する国際的な枠組みの必要性や国際連携の一層の強化の重要性について提案しているほか、6月に日本政府主催の侵略的外来種に係る国際ウェビナーを開催し、議論の後押しを行った。また、7月に開催された日中韓生物多様性政策対話においてヒアリをはじめとした侵略的外来種に関して参加国と意見交換を実施し、ヒアリ対策の連携の継続、対策の強化を求めた。

わさび成分による新規技術については、年度内に国内の事業者による優良事例を形成する予定。

追加的な調査手法等の検討状況

平成 29 年（2017 年）以降、全国の港湾及び空港において、ヒアリ類侵入に対応した水際対策を継続的に実施している。今後の対策にあたっては、これまでの対策を通じて得られた知見や現地の状況等を踏まえた、侵入防止及び防除の実効性を高めるためのアップデートが重要となる。このため、現在までの港湾での調査等の実施状況を整理するとともに、今後の対策に活用可能な技術を導入した調査手法等の検討を行った。

1. 港湾等の状況整理

（1）65 港湾調査対象港湾の状況について

1）輸入貨物量とヒアリ確認事例数

各港湾における主なヒアリ定着国からの輸入貨物量と比較すると、ヒアリの確認事例数は、これらの貨物の取り扱いが多い港湾ほど多い傾向となっている。これらの港湾（東京・大阪・名古屋・横浜等）については、今後も数年単位で貨物量や品目、貨物の輸入元の組成に大きな変化があるとは考えにくく、引き続きヒアリの確認機会の多い港湾であると考えられる。その中でも、名古屋港や横浜港は貨物取扱量に比しても確認数が多いこと、また、広島港のように貨物取扱量に対して、確認事例が多い港湾もあった。そのため現状としてはヒアリ定着国・地域からの輸入がある港湾については取扱貨物量による侵入機会の多寡があっても、一定のリスクが常に存在するといえ、引き続き監視や港湾管理の体制の維持・構築が望まれる。

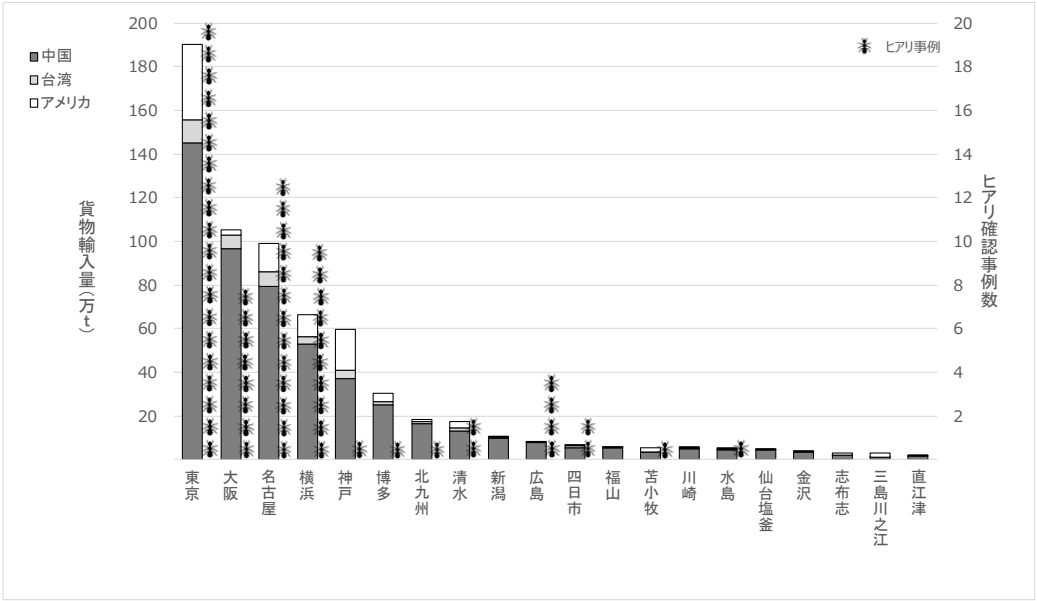


図 1. 主なヒアリ定着国からの輸入貨物量(上位 20 港)と港湾におけるヒアリの確認事例数

（国土交通省平成 30 年度全国輸出入コンテナ貨物流動調査、および環境省発表ヒアリ確認 84 事例のうち港湾で発見された 66 事例より。
なお、上位 20 港以外で、過去にヒアリが確認された港湾は千葉港(2 件)）

2）65 港湾調査における情報整理

全国 65 港湾におけるヒアリ確認調査では、調査対象地においてヒアリ類の確認の他、ヤードの亀裂や植栽、雑草繁茂状況について「多い～少ない」といった定性評価によりヒアリ類が営巣可能な場所につい

ての確認を行っている。また確認調査にあたっては GPS ロガーによる踏査ルート履歴をとっている。これらのデータは、次年以降の対策を検討する材料として活用することを想定している。

調査にあたっては、多くの場合、コンテナが配置されている場所を中心に実施されている。これまでの発見状況を考慮すると、調査における確認の優先度は、コンテナを配置している場所を中心に調査を実施することが当然望ましい。一方で、現在ほとんど調査が実施されていないコンテナ未配置の場所でも、ヒアリ類の生息に適した環境があれば、侵入後ヤード内において拡散し容易に生息することが可能であり、今後ヒア리를定着させないためには、コンテナヤード内の雑草などの状況を把握するとともに、コンテナヤード内の適切な環境管理や監視体制が重要である。

次年度以降の調査に向けて、調査状況を整理するため、環境省で実施している 65 港湾調査の調査対象区内に 6m 四方のグリッドを発生させ、65 港湾調査の踏査履歴と重なるグリッドを抽出した。例えば、東京港のうち品川ふ頭や青海ふ頭の踏査状況について、令和 2 年と令和 3 年の春と秋の 2 回分の踏査履歴を重ねると図 2 のようになり、港湾施設地点以外でも青海ふ頭での令和 3 年調査ではコンテナヤードの舗装工事等により一部未踏査部分があるが、2 年間の調査を通じて調査可能な範囲はほぼ全面がカバーできている。

この整理に使用したグリッドは機械的に発生させたものであり、調査当日のコンテナヤードの混雑状況やコンテナの配置状況を考慮しておらず、また工事箇所や管理棟などの調査員が立ち入って調査ができない部分にも発生していることに留意が必要である。一方で、当日のコンテナの配置のみだけでなく、これらの踏査履歴を踏まえ、踏査範囲における見落とし部分の発生を最小限にとどめるよう、次年度以降のヒアリ調査実施する必要がある。

【個票でのデータ取りまとめ例】



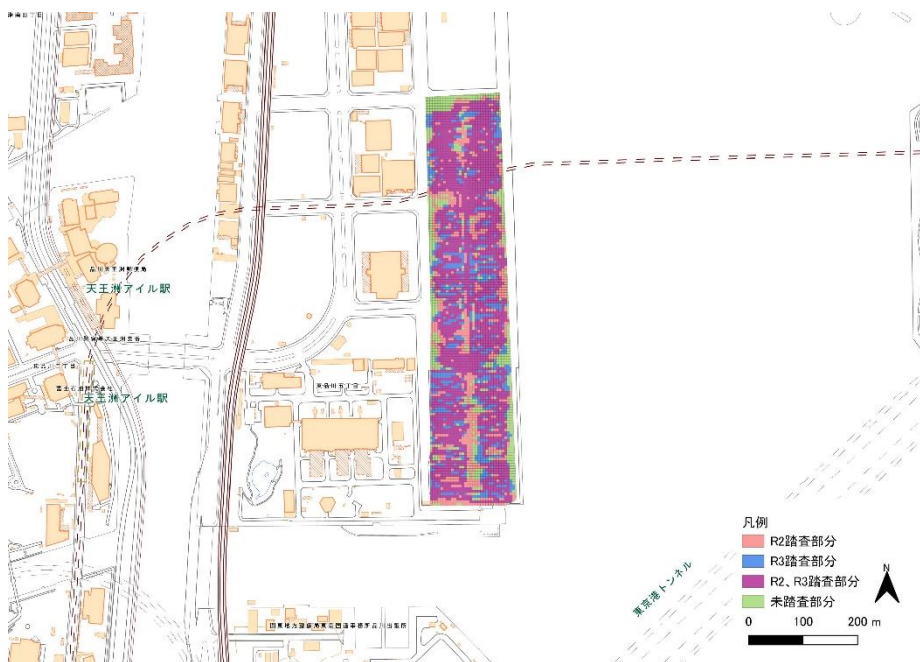
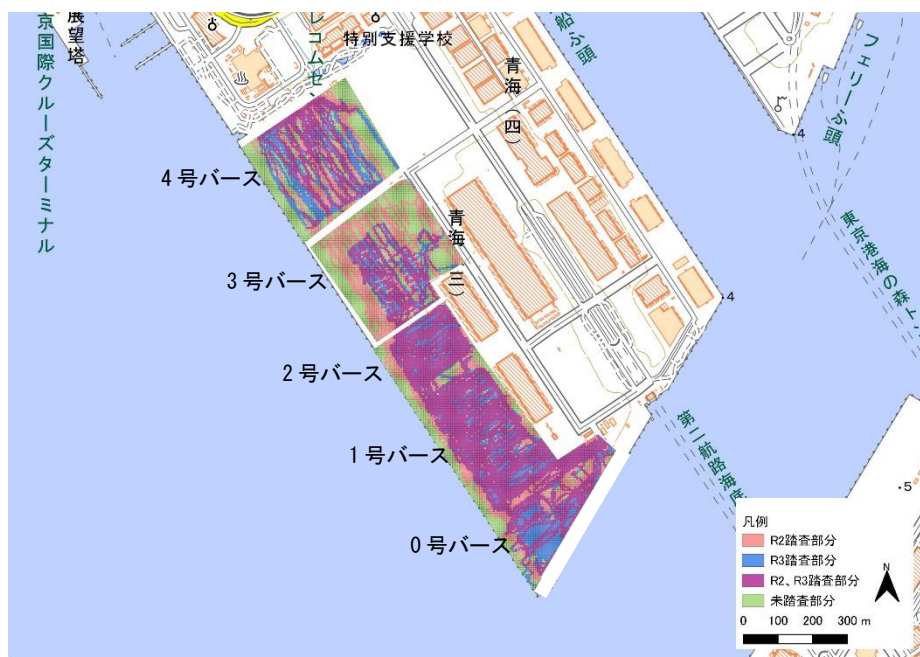


図 2. 港湾における調査実施状況の一例(上段: 青海ふ頭、下段: 品川ふ頭)

※地理院地図(標準地図)を背景に加工・作成

2. 新規技術の検討について

(1) AI 画像判定技術

ヒアリ識別の技能を有する調査員を配置できない状況においても、調査時の検出精度を確保し、多数のアリからヒア리를短時間で識別する手法として、AI による画像判定によるヒアリの検出技術が期待されている。そこで海外で開発され、在来アリの画像を追加学習させた AI による画像判定技術を用い、国内のアリ写真について約 6,000 枚の写真を撮影し、判定精度の検証を行った。なお、検証に使用する写真の収集にあたっては、近年のヒアリ類の発見状況等から、名古屋港飛島ふ頭及び東京港において、それぞれの外構道路や緑地に 10m 間隔でペイトを設置してアリ類の写真を収集した。一部の写真については、ペイトを持ち上げた上で裏面を撮影するなど、業務上起こりうる悪条件の下で撮影した。さらに、予備的にヒアリ類を含むアリ類の死骸を用いた写真も室内撮影し、ピント・光量などを変えた場合でも野外における生体写真同様に判別が可能かを検証した。

1) 撮影方法

飛島ふ頭（図 3）と東京港において、ペイト（成型ポテトチップス）を 10m 間隔で設置し、約 45 分後に回収した。回収時には目視判別と同時に写真を撮影（撮影機材：iPhone11）し、後日画像を国立環境研究所に送付し、判定の精度を検証した。

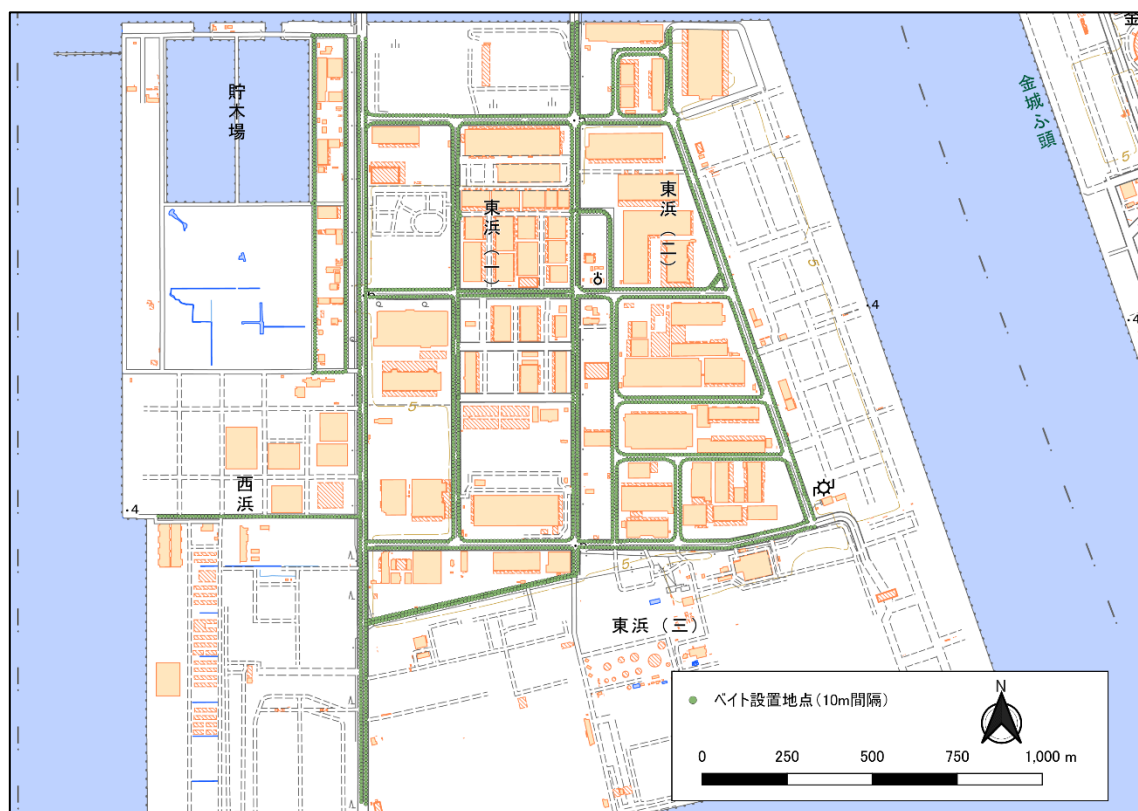


図 3. 写真撮影にあたっての調査範囲の一例

※地理院地図(標準地図)を背景に加工・作成

2) 結果

通常条件下の撮影については、全ての場合で正答率が 90%を超えていた。一部ヒアリと誤同定された

ものは、光の加減で本来の体色と異なる色に撮影された在来アリや、アリ以外の汚れの付着など、またピンボケや遠距離といった特殊な条件での撮影であった（表 1）長いピンセット等を使って裏返したような、手ブレが余儀なくされた条件でも正答率は変わらなかった。また、死骸を用いた結果においては、色の変化が大きな死骸の写真や、ピンボケの写真が多く含まれていたことから正答率が下がったと考えられ、適切な撮影がなされているものの正答率は通常条件下とほぼ一致したことから、最低限のピントを合わせて撮影することで、死骸を回収しての一次スクリーニングとしての役割も果たせることが示唆された。また、一定までのピンボケや、遠距離については許容しうることが確認できた（図 4～図 7）。

表 1. 判別結果と誤判定の要因について

作業場所	判定結果(正答率)	誤判別の主な要因
飛島ふ頭	0.90	光量、汚れの付着、ピント
東京港(大井ふ頭公道)	0.97	光の加減
東京港(青海ふ頭公道)	0.97	光の加減
東京港(中央防波堤公道)	0.98	光の加減
東京港(青海南ふ頭公園)	0.95	撮影距離、ピント
東京港(海の森公園)	0.96	汚れの付着
持ち上げての裏面撮影*	0.95	汚れの付着
室内撮影(死骸)*	0.64	死骸の変色、人工光、ピント

*悪条件参考

※※正答率については 3 月 7 日時点の暫定値である

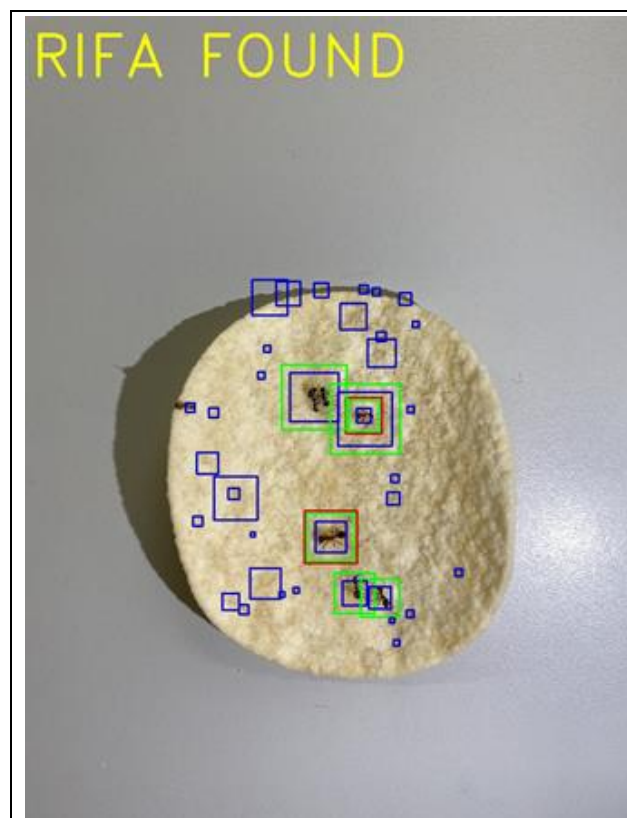


図 4. ピンボケ撮影の成功例(ヒアリ死骸を認識)

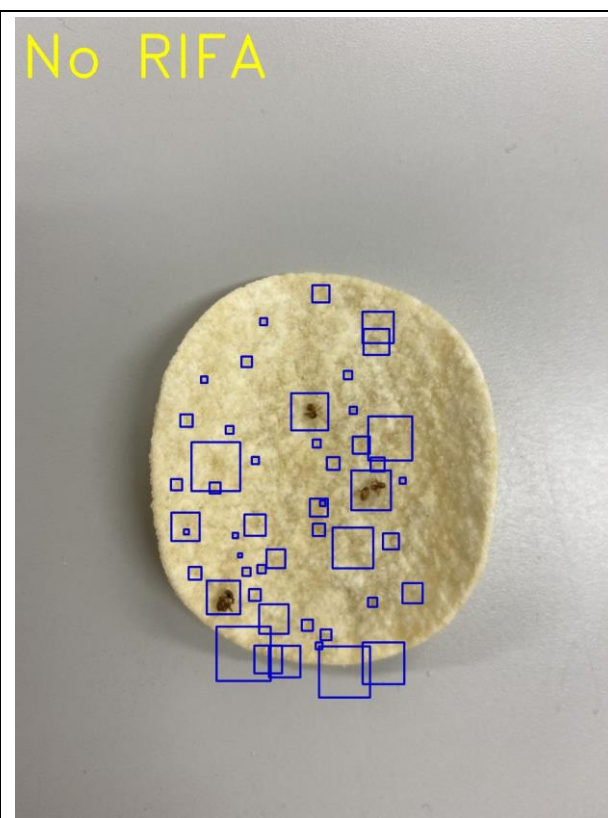


図 5. ピンボケ撮影の失敗例(ヒアリ死骸を認識せず)



3) 課題等

- ・ 今後運用するにあたっては、試作アプリの試行的な運用が求められ、その際のサーバーの管理等が課題として残るものの、調査員の負担を減らす一次スクリーニングには利用可能であると考えられる。
- ・ 広範囲で画像撮影による調査を行う場合、ペイトの設置及び回収（写真撮影）において、いずれも相当の体力を要するため、調査で運用する場合は必然的に体力面の能力が重視されることから例えば、調査人工を増やすなどの体力面をカバーできる工夫が求められる。

(2) ヒアリ探知犬

台湾においてヒアリの空港調査等で、初期コロニーの探索等を目的として実際に運用しているヒアリ探知犬について、令和 3 年度に国内で実証試験を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ヒアリ探知犬及びハンドラーが台湾より来日できず実施できなかった。環境省では令和 4 年度において改めて実証試験を行うことを想定している。

外来生物法の一部を改正する法律案～法改正のねらい・ポイント～

下記の取組により、外来生物対策を一層強化・推進し、**安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進**を実現

- (1) **国内への侵入防止**のために**緊急に対処が必要な外来生物（ヒアリ類を想定）**の対策のための検査体制等の強化
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**を想定）に対応する規定の整備
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、緊急の**対処が必要なもの**については「**要緊急対処特定外来生物**」(※)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(※)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

外来生物法の一部を改正する法律案～ヒアリ対策の強化①～

特定外来生物全般の規制権限の拡充

【第1条関係】第13条、第24条の2

- ◆ **土地の立入り等** 主務大臣等は、特定外来生物の生息又は生育の状況等の情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入らせ、調査を行わせることができる。
- ◆ **輸入品等の検査等** 主務大臣は、特定外来生物等が付着等しているおそれのある輸入品等（通関前）があると認めるときは、その職員に輸入品等の所在する土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している輸入品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。

※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- 国等が民有地に立入りできるのは防除のためのみ
- 通関前の輸入品等に特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能なのは、輸入品・コンテナ等のみ



改正後

- 防除に加え、その前段階の生息調査のための立入りも可能に
- 通関前の輸入品等が置かれている土地・施設（倉庫、車両等）も検査、消毒廃棄命令等が可能



外来生物法の一部を改正する法律案～ヒアリ対策の強化②～

「要緊急対処特定外来生物」の категорияの新設

【第2条関係】第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を

「要緊急対処特定外来生物」として政令で定める（※）

※ヒアリを含むトフシアリ属4種群とそれらの交雑種を政令で指定することを想定

ヒアリによる多方面にわたる著しい影響

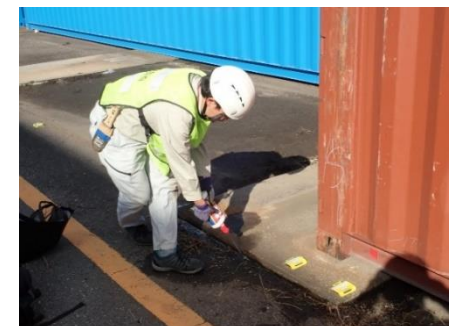
- 人への健康被害（アレルギー反応（アナフィラキシーショック）による死亡例も有）
- 公園などに広く定着すると、裸足・サンダルでは歩けないほか、花見や花火大会などを安心して行えなくなるおそれ
- 農作物や家畜への被害
- 電気設備に巣を作り、電線をかじって停電・火災を誘発
- 在来の昆虫だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食

※米国では年間6000-7000億円の被害



写真提供：寺山 守

ヒアリに刺されて起きた発疹



防除作業の様子



働きアリ

体長約2.5～6mm

ヒアリの大きさ

女王アリ

体長約7～8mm

外来生物法の一部を改正する法律案～ヒアリ対策の強化③～



「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

【第2条関係】第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、**通関後も含め**その職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、**要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等**しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための**事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め**、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる

※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- 通関後の物品等に対して、検査、消毒廃棄命令等ができない
- 専門家による特定外来生物の特定（同定）作業中は、任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり
- 事業者との連携にかかる根拠規定がない



改正後

- 通関後の物品、施設や土地に特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能
- ヒアか否か専門家が特定（同定）作業中も物品等の移動停止をさせることが可能
- 国が対処指針を定めることを法定化し、事業者との連携を強化

令和4年度のヒアリ対策（案）の概要

1. 法的規制の強化

第208回通常国会において、外来生物法の改正を予定。改正外来生物法(案)においては、特定外来生物全般に対して立入権限や輸入品等の検査対象を拡充する他、発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「要緊急対処特定外来生物」（ヒアリ類を想定）として指定し、通関後の検査や移動の禁止等にかかる枠組みを創設予定

2. 水際等における調査及び防除の徹底

- 全国港湾での定期調査
- 空港及びその周辺での調査
- 植物防疫所におけるヒアリ調査の実施
- ヒアリ確認地点及び過年度確認地点での防除の徹底【別紙】
- 自治体との連携・協力
- 輸入事業者等への注意喚起、協力依頼文書の発出

3. 関係機関・関係者との連携体制の強化

- ヒアリの対処指針及び消毒基準の策定
- 内陸部等におけるヒアリ確認時の対応の考え方の整理

4. 新規技術による対策の強化

- 効率的・効果的な調査手法の実証（ヒアリ探知犬等）
- 港湾におけるヒアリ対策に有効な技術の実証（シリコンによる舗装補修技術等、環境研究総合推進費の成果の活用）

5. 侵入元への対策

- 中国との連携・協議の継続、日中韓環境大臣会合（TEMM）や生物多様性条約（CBD）の議論の場を活用した国際連携の強化の働きかけ
- コンテナの清浄化に効果のあるわさび成分やワンプッシュ剤といった新規技術の事業者による導入促進を図るため優良事例を形成

6. 正確な情報発信

- ヒアリ相談ダイヤルを引き続き毎日開設
- HP、SNS等による適時の情報提供

【別紙】過年度確認事案にかかる取組

1. 複数の女王アリを含む大規模な集団への対応

①東京港青海ふ頭（令和元年 10 月確認地点）

②名古屋港飛島ふ頭（令和 2 年 9 月確認地点）

- 令和 3 年度に引き続き春・秋に、確認地点及び周辺地域の面的調査を継続
 - ※東京港は、昨年 7 月にコンテナヤード内で無翅女王 1 匹が確認され、潜在的な拡散リスクが残っている可能性があることから 4 シーズン目となる調査を実施。
 - ※関係機関が実施する調査と時期・場所を調整しながら実施
- 関係自治体を通じた広報媒体、施設の掲示板等での注意喚起の依頼を継続
- 港湾関係者向けの注意喚起を継続

③大阪港咲洲（令和 3 年 9 月確認地点）

- 確認地点から 2 km 程度内を中心に春・秋に、確認地点及び緑地や公園等を中心とした周辺地域の面的調査を実施
 - ※関係機関が実施する調査と時期・場所を調整しながら実施
- 関係自治体等を通じた広報媒体、施設の掲示板等での注意喚起を依頼
- 港湾関係者向けの注意喚起を実施

2. その他のヒアリ確認地点

- 新たな確認地点等のフォローアップ調査（確認地点において 3 年間は継続する調査）を実施。また冬期間まで残存確認が続いた東京港、名古屋港及び四日市港の確認地点については、4 月以降に薬剤散布及びモニタリングを再開。